

既存の条例・施行規則、告示の整理（試案）

【条例の例】

区分	神奈川県条例 H9/10/17 (H10/4/1) (神奈川県生活環境の保全等に関する条例)	東京都条例 H12/12/22 (H13/4/1) (都民の健康と安全を確保する環境に関する条例)	栃木県条例 H16/10/14 (17/4/1) (栃木県生活環境の保全等に関する条例)
<p>地下浸透の規制 に関して</p>	<p>(水質の汚濁の防止に関する規制基準) 第28条 水質の汚濁の防止に関する規制基準は、次に掲げる事項について規則で定める。 (1) 排水に含まれるカドミウム、シアン、トリクロロエチレンその他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で規則で定めるもの(以下「排水指定物質」という。)ごとの許容限度 (2) 生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量その他の水の汚染状態を示す項目として規則で定める項目ごとの許容限度 第28条2項 事業者は、前項の規制基準を遵守しなければならない。 (特定有害物質を製造等する作業に係る水等の地下浸透の禁止) 第29条 事業者は、排水指定物質(その化合物を含む。)のうち、地下に浸透することにより人の健康に係る被害を生ずるおそれがある排水指定物質で規則で定めるもの(以下「特定有害物質」という。)又は特定有害物質を製造し、使用し、処理し、若しくは保管する作業に係る水その他の液体を地下に浸透させる方法で排出してはならない。</p>	<p>(規制基準の遵守等) 第六十八条 工場又は指定作業場を設置している者は、当該工場又は指定作業場から、規制基準(規制基準を定めていないものについては、人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれのない程度)を超えるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の発生(汚水については、地下への浸透を含む。第七十四条及び第九十五条を除き、以下同じ。)をさせてはならない。 2 前項の規制基準(東京都の区域に適用する大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第四条第一項に規定する排出基準及び水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第三条第三項に規定する排水基準で、工場又は指定作業場に係るものを含む。)は、別表第七に掲げるとおりとする。</p>	<p>(地下浸透の制限) 第21条 何人も、カドミウムその他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であって規則で定めるもの(第49条第1項において「地下浸透禁止物質」という。)を含む汚水(これを処理したものを含む。)を地下に浸透させてはならない。</p>
<p>構造基準等に関して</p>	<p>第29条第2項 前項の作業を行う事業者は、同項の作業に係る施設を設置するとき(同項の規則の改正により新たに特定有害物質が追加された場合にあつては、当該規則の施行日以後に施設を設置するとき)は、規則で定める構造を有するものとしなければならない。 ★平成9年10月17日制定(平成10年4月1日)、平成16年3月30日一部改正(平成16年4月1日)第5項の条文を削除し、第2項の条文を改正</p>	<p>(有害物質取扱施設の地下浸透防止の構造基準等) 第七十五条 有害物質を取り扱う工場又は指定作業場を設置している者は、規制基準を超える汚水に含まれる有害物質の地下への浸透を防止するため、<u>有害物質取扱施設の構造を規則で定める基準に適合させ</u>、並びに当該有害物質取扱施設の使用及び管理の方法につき規則で定める基準を遵守しなければならない。 ★H12/12/22 制定(H13/4/1)改正無し (定義) 第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 十二 有害物質 人の健康に障害を及ぼす物質のうち水質又は土壌を汚染する原因となる物質で別表第四に掲げるものをいう。 (※別表第4は施行規則のページに記載)</p>	<p>(特定有害物質管理基準の設定) 第19条 知事は、特定有害物質(土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第2条第1項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。)を製造し、使用し、又は処理する施設であつて規則で定めるもの(以下「特定有害物質使用施設」という。)の構造及び特定有害物質の管理の方法に関する基準(以下「特定有害物質管理基準」という。)を規則で定めるものとする。 ★H16/10/14 制定(H17/4/1)改正無し (規則から) 第十六条 条例第十九条の規則で定める施設は、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条二項に規定する特定施設及び条例第二条第一項第七号に規定する特定施設(汚水に係るものに限る。)とする。 (特定有害物質管理基準の遵守義務) 第20条 特定有害物質使用施設を設置している者(以下「特定有害物質使用事業者」という。)は、特定有害物質管理基準を遵守しなければならない。</p>

区分	神奈川県条例 H9/10/17 (H10/4/1) (神奈川県生活環境の保全等に関する条例)	東京都条例 H12/12/22 (H13/4/1) (都民の健康と安全を確保する環境に関する条例)	栃木県条例 H16/10/14 (17/4/1) (栃木県生活環境の保全等に関する条例)
改善命令等に関して	<p>第 29 条第 4 項 知事は、事業者が第 2 項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、施設を同項の規則で定める構造を有するものに改善するよう命ずることができる。</p>	<p>(改善命令等) 第 2 条 知事は、工場又は指定作業場が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該工場又は指定作業場を設置している者に対し、期限を定めて、当該工場又は指定作業場におけるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動若しくは悪臭の防止の方法、地下水の揚水の方法、建物若しくは施設の構造若しくは配置、自動車の出入口の位置若しくは出入り方法、作業の方法又は燃料の質の改善を命ずることができる。 八 第七十五条に規定する基準に適合しない有害物質取扱施設を設置し、又は同条に規定する基準に違反して当該施設を使用し、若しくは管理しているとき。 第 2 条第 2 項 知事は、前項の改善命令によっては同項各号に掲げる違反を直ちに改善させることができないと認めるときは、同項の規定により改善命令を行うほか、当該工場又は指定作業場における作業の一時停止を命ずることができる。</p>	<p>(改善命令等) 第 22 条 知事は、特定有害物質使用事業者が特定有害物質管理基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定有害物質使用施設の構造若しくは特定有害物質の管理の方法の改善を命じ、又は当該特定有害物質使用施設の使用の一時停止を命ずることができる。 (勧告等) 第 23 条 知事は、第 21 条の規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。 第 23 条第 2 項 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。 (準用) 第 24 条 第 18 条の規定は、第 22 条又は前条第 2 項の規定による命令を受けた者について準用する。 (※改善措置の届出)</p>
点検・管理等に関して	<p>(特定有害物質の使用状況等の記録の管理等) 第 59 条 特定有害物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する事業所（以下「特定有害物質使用事業所」という。）を設置している者は、規則で定めるところにより、特定有害物質使用事業所における特定有害物質の使用状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録しておかなければならない。 ★平成 9 年 10 月 17 日制定(平成 10 年 4 月 1 日)、平成 16 年 3 月 30 日 1 部改正（平成 16 年 4 月 1 日）第 4 項を新たに追加</p>	<p>(有害物質取扱施設の地下浸透防止の構造基準等) 第 75 条 有害物質を取り扱う工場又は指定作業場を設置している者は、規制基準を超える汚水に含まれる有害物質の地下への浸透を防止するため、有害物質取扱施設の構造を規則で定める基準に適合させ、並びに当該有害物質取扱施設の使用及び管理の方法につき規則で定める基準を遵守しなければならない。 (再掲)</p>	<p>(特定有害物質管理基準の設定) 第 19 条 知事は、特定有害物質(土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)第 2 条第 1 項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。)を製造し、使用し、又は処理する施設であって規則で定めるもの(以下「特定有害物質使用施設」という。)の構造及び特定有害物質の管理の方法に関する基準(以下「特定有害物質管理基準」という。)を規則で定めるものとする。 (再掲) (特定有害物質管理基準の遵守義務) 第 20 条 特定有害物質使用施設を設置している者(以下「特定有害物質使用事業者」という。)は、特定有害物質管理基準を遵守しなければならない。 (再掲)</p>

区分	神奈川県条例 H9/10/17 (H10/4/1) (神奈川県生活環境の保全等に関する条例)	東京都条例 H12/12/22 (H13/4/1) (都民の健康と安全を確保する環境に関する条例)	栃木県条例 H16/10/14 (17/4/1) (栃木県生活環境の保全等に関する条例)
届出や許可に関して	<p>(設置の許可)</p> <p>第3条 指定事業所は、知事の許可を受けた後でなければ設置してはならない。</p> <p>第3条第2項 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。ただし、規則で定める場合にあつては、その一部を省略することができる。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 指定事業所の名称及び所在地</p> <p>(3) 指定事業所の業種</p> <p>(4) 指定事業所の位置</p> <p>(5) 指定事業所の周辺の状況</p> <p>(6) 指定事業所の敷地内における建物等の配置、規模及び構造</p> <p>(7) 別表第1に掲げる作業の種類</p> <p>(8) 別表第1に掲げる作業を行うために事業所に配置される施設で規則で定めるもの(以下「指定施設」という。)の種類及びその種類ごとの数並びに指定施設ごとの規模、能力、構造、用途、配置及び使用時間</p> <p>(9) 原材料、燃料及び用水の種類及び使用量</p> <p>(10) 指定事業所における用水及び排水の系統</p> <p>(11) 排水の排出先</p> <p>(12) 別表第1に掲げる作業の工程</p> <p>(13) 公害の防止の方法に関する計画</p> <p>(14) その他規則で定める事項</p> <p>第3条第3項 前項第13号の計画は、当該指定事業所に係る同項第3号から第12号までに掲げる事項をあらかじめ十分に検討して、当該指定事業所において生ずるおそれがあると認められる公害(地盤の沈下によるものを除く。以下この節及び次節において同じ。)について総合的な防止の方法を講じようとするものでなければならない。</p> <p>(許可の基準等)</p> <p>第4条 知事は、前条第1項の許可の申請があつた場合には、速やかにこれを審査するものとし、その内容が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えてはならない。</p> <p>(1) 第25条第1項、第28条第1項又は第32条第1項の規制基準に適合しないと認めるとき。</p> <p>(2) 第26条第2項、第29条第1項若しくは第2項、第30条第1項又は第33条第2項の規定に違反すると認めるとき。</p> <p>(3) 生コンクリートプラントその他の規則で定める施設を設置する指定事業所にあつては、当該指定事業所の接する道路その他周辺の状況が規則で定める基準に適合していないと認めるとき。</p> <p>第4条第2項 知事は、前項の審査に当たっては、当該指定事業所に係る物的設備及び事業活動の全般を包括して体系的に、また、当該指定事業所において生ずるおそれがある公害を総合して多角的に検討するものとする。</p>	<p>第八十一条 工場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の認可を受けなければならない。</p> <p>第八十一条第2項 前項の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>二 工場の名称及び所在地</p> <p>三 業種並びに作業の種類及び方法</p> <p>四 建物及び施設の構造及び配置</p> <p>五 ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の防止の方法</p> <p>六 自動車の出入口が接する道路の幅員</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項</p> <p>第八十一条第3項 知事は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請に係る工場から発生するばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動及び悪臭が第六十八条第一項に規定する規制基準を超えず、当該工場において使用される燃料及び当該工場に設置される施設が第六十九条第一項に規定する基準及び第七十条から第七十七条までの規定に適合し、当該工場の位置が第七十八条の規定に違反せず、並びに当該工場の自動車の出入口が第七十九条の規定に適合するときは、第一項の認可をしなければならない。</p>	<p>(特定施設の設置の届出)</p> <p>第7条 ばい煙、粉じん又は汚水に係る特定施設を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>一 氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>二 特定工場等の名称及び所在地</p> <p>三 特定施設の種類及び種類ごとの数</p> <p>四 特定施設の構造</p> <p>五 特定施設の使用の方法(粉じんに係る特定施設にあつては、特定施設の使用及び管理の方法)</p> <p>六 公害の防止の方法</p> <p>七 その他規則で定める事項</p>

区分	神奈川県条例 H9/10/17 (H10/4/1) (神奈川県生活環境の保全等に関する条例)	東京都条例 H12/12/22 (H13/4/1) (都民の健康と安全を確保する環境に関する条例)	栃木県条例 H16/10/14 (17/4/1) (栃木県生活環境の保全等に関する条例)
罰則等に関して	<p>第 119 条 次の各号のいずれかに該当する者は、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第 3 条第 1 項の規定に違反して指定事業所を設置した者</p> <p>(2) 第 26 条第 2 項、第 30 条第 1 項、第 33 条第 2 項又は第 53 条第 1 項の規定に違反して禁止された行為を行った者</p> <p>(3) 第 29 条第 3 項、第 34 条、第 35 条、第 49 条第 3 項又は第 86 条の規定による命令に違反した者</p> <p>第 121 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第 8 条第 1 項の規定に違反して同項に規定する第 3 条第 2 項第 4 号及び第 6 号から第 14 号までに係る変更のうち、規則で定める変更をした者</p> <p>(2) 第 9 条第 2 項、第 36 条において準用する第 35 条第 1 項、第 50 条第 2 項、第 112 条第 2 項又は第 113 条第 2 項の規定による命令に違反した者</p> <p>第 122 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。</p> <p>(2) 第 29 条第 4 項又は第 53 条第 5 項の規定による命令に違反した者</p>	<p>第百五十九条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>二 第八十一条第一項の規定による認可を受けないで、工場を設置した者</p> <p>第百六十一条 次の各号の一に該当する者は、十五万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第八十二条第一項の規定による認可を受けないで、第八十一条第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更した者</p>	<p>第 69 条 第 12 条第 1 項若しくは第 2 項、第 16 条、第 17 条第 2 項、第 22 条、第 23 条第 2 項、第 34 条第 2 項、第 35 条第 2 項、第 38 条第 2 項又は第 49 条第 3 項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第 70 条 第 7 条、第 9 条、第 25 条第 1 項又は第 27 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第 71 条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第 8 条、第 18 条(第 24 条、第 36 条及び第 39 条において準用する場合を含む。)、第 26 条第 1 項又は第 37 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二 第 13 条第 1 項の規定に違反した者</p> <p>四 第 65 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>五 第 66 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>第 72 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。</p>

【施行規則に関する整理】

区分	神奈川県施行規則	東京都施行規則	栃木県施行規則
<p style="color: blue;">地下浸透の規制に関して</p>	<p>第33条第2項 条例第28条第1項第1号に規定する規則で定める物質は、次に掲げる物質（以下「排水指定物質」という。）とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) カドミウム及びその化合物 (2) シアン化合物 (3) 有機燐化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（以下「パラチオン」という。）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（以下「メチルパラチオン」という。）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（以下「メチルジメトン」という。）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（以下「EPN」という。）に限る。） (4) 鉛及びその化合物 (5) クロム及びその化合物 (6) ひ素及びその化合物 (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (8) ポリ塩化ビフェニル (9) トリクロロエチレン (10) テトラクロロエチレン (11) ジクロロメタン (12) 四塩化炭素 (13) 1, 2-ジクロロエタン (14) 1, 1-ジクロロエチレン (15) シス-1, 2-ジクロロエチレン (16) 1, 1, 1-トリクロロエタン (17) 1, 1, 2-トリクロロエタン (18) 1, 3-ジクロロプロペン (19) テトラメチルチウラムジスルフィド（以下「チウラム」という。） (20) 2-クロロ-4, 6-ビス（エチルアミノ）-s-トリアジン（以下「シマジン」という。） (21) S-4-クロロベンジル=N, N-ジエチルチオカルバマート（以下「チオベンカルブ」という。） (22) ベンゼン (23) セレン及びその化合物 (24) ほう素及びその化合物 (25) ふっ素及びその化合物 (26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (27) フェノール類 (28) 銅及びその化合物 (29) 亜鉛及びその化合物 (30) 鉄及びその化合物（溶解性のものに限る。） (31) マンガン及びその化合物（溶解性のものに限る。） (32) ニッケル及びその化合物 <p>（特定有害物質）</p> <p>第34条 条例第29条第1項に規定する規則で定める排水指定物質は、前条第2項第1号から第26号までに掲げる物質（同号に掲げる物質にあっては、し尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物又は肥料の施用に係るものを除く。以下「特定有害物質」という。）とする。</p>	<p>（※条例より引用）</p> <p>別表第四 有害物質（第二条関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 カドミウム及びその化合物 二 シアン化合物 三 有機燐りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。） 四 鉛及びその化合物 五 六価クロム化合物 六 ひ素及びその化合物 七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 八 アルキル水銀化合物 九 ポリ塩化ビフェニル 十 トリクロロエチレン 十一 テトラクロロエチレン 十二 ジクロロメタン 十三 四塩化炭素 十四 一・二-ジクロロエタン 十五 一・一-ジクロロエチレン 十六 シス-一・二-ジクロロエチレン 十七 一・一・一-トリクロロエタン 十八 一・一・二-トリクロロエタン 十九 一・三-ジクロロプロペン 二十 チウラム 二十一 シマジン 二十二 チオベンカルブ 二十三 ベンゼン 二十四 セレン及びその化合物 二十五 ほう素及びその化合物 二十六 ふっ素及びその化合物 	<p>（地下浸透禁止物質）</p> <p>第十八条 条例第二十一条の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 カドミウム及びその化合物 二 シアン化合物 三 鉛及びその化合物 四 六価クロム及びその化合物 五 ひ素及びその化合物 六 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 七 ポリ塩化ビフェニル（PCB） 八 鉱油類 九 フェノール類 十 トリクロロエチレン 十一 テトラクロロエチレン 十二 ジクロロメタン 十三 四塩化炭素 十四 一・二-ジクロロエタン 十五 一・一-ジクロロエチレン 十六 シス-一・二-ジクロロエチレン 十七 一・一・一-トリクロロエタン 十八 一・一・二-トリクロロエタン 十九 一・三-ジクロロプロペン 二十 セレン及びその化合物

区分	神奈川県施行規則	東京都施行規則	栃木県施行規則
	第 35 条 条例第 29 条第 2 項に規定する規則で定める構造は、次に掲げる構造とする。 ★H9/12/26 制定 (H10/4/1) 改正無し	(有害物質取扱施設の地下浸透防止の構造基準等) 第二十八条 条例第七十五条に規定する有害物質取扱施設に係る規則で定める構造並びに使用及び管理の方法の基準は、別表第七に掲げるとおりとする。 ★H13/3/9 制定 (H13/4/1) 改正無し	(特定有害物質管理基準) 第十七条 条例第十九条の規則で定める基準は、別表第 4 に掲げるとおりとする。 ★H17/1/31 制定 (H18/10/1 施行) 改正無し
構造基準等に関して	①床面 第 35 条 (1) 床面は、特定有害物質の地下浸透を適切に防止できるコンクリート、タイル等の不透水性材質とし、その表面は耐性のある材質で被覆がなされていること。	【別表第七】一 有害物質を取り扱う場所又は保管する場所(以下この表で「作業場等」という。)の床は、コンクリート造り等であって、その表面は耐性のある材質で被覆が施されている構造であること。	【別表第 4】1 特定有害物質使用施設及びその周辺の床は、コンクリート構造等十分な強度を有するものであって、その表面は、不浸透性及び耐薬品性を有する材質で被覆が施されていること。
	②防液堤・側溝・ためますなど 第 35 条 (2) 取り扱う特定有害物質の量及び作業に応じ必要な場合には、特定有害物質を取り扱う施設の周囲に防液堤、側溝又はためますを設置する等特定有害物質の流出を防止する措置がとられていること。	【別表第七】二 作業場等の周囲は、排水、廃液等の流出を防ぐための防液堤、流出防止溝又はためます(第六号で「防液堤等」という。)を設けた構造であること。	【別表第 4】2 特定有害物質使用施設からの薬液、汚水等が地下に浸透し、又は屋外に飛散し、若しくは流出しないよう不浸透性及び耐薬品性を有する防液堤、受槽等を設けることとし、その防液堤、受槽等の容量は、薬液槽等の容量を十分に確保することができるものとする。
	③薬液貯槽、配管及び排水処理施設 —	【別表第七】三 薬品槽等は、床面から離して設置する等、漏えいを確認できる構造であること。	【別表第 4】3 特定有害物質使用施設並びに特定有害物質使用施設に係る薬液貯槽、配管及び排水処理施設(以下この表において「施設等」という。)は、床面から離して設置する等容易に点検することができる構造とすること。ただし、これにより難しい場合にあっては、漏洩等の有無について確認することができる措置を講ずること。
	④配管の材質など —	【別表第七】四 薬品槽等からの送液は配管により行い、送液過程での漏えいを確認できる構造であること。	【別表第 4】4 特定有害物質使用施設に係る配管は、耐薬品性の材質とし、汚水の系統ごとに区分し、かつ識別することができるものとする。
	⑤主たる工程に応じた対策 —	—	—
	⑥特定の物質に対する対策 第 35 条 (3) 有機塩素系溶剤を製造し、使用し、処理し、又は保管する作業に係る施設である場合であって、床面の材質にひび割れ等が心配される場合にあっては有機塩素系溶剤に耐浸透性をもつフラン樹脂、ふっ素樹脂、エポキシアクリレート樹脂その他の合成樹脂で必要な床面の被覆がなされていること又は当該作業に係る施設の下にステンレス鋼の受け皿を設置することその他の特定有害物質を含む水又はその他の液体の浸透を防止するために必要な措置がとられていること。	—	—

区分	神奈川県施行規則	東京都施行規則	栃木県施行規則	
点検・管理に関して		(有害物質取扱施設の地下浸透防止の構造基準等) 第二十八条 条例第七十五条に規定する有害物質取扱施設に係る規則で定める構造並びに使用及び管理の方法の基準は、別表第七に掲げるとおりとする。 (再掲)	(特定有害物質管理基準) 第十七条 条例第十九条の規則で定める基準は、別表第4に掲げるとおりとする。 (再掲)	
	⑦日常点検	—	—	
	⑧定期点検	第49条 条例第59条第1項の規定による調査は、次項に規定する事項に係る資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査を毎年1回以上行うとともに、当該事項に変更がある場合においては、その都度その状況の調査を行うものとする。 第49条第2項 条例第59条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) (4) 特定有害物質を含む原材料及び使用薬品等の種類、使用量、保管場所、保管方法、保管量、使用期間及び使用状況 (5) 施設の破損、事故等による特定有害物質の漏洩の有無、時期、場所及び漏洩量 (6) 特定有害物質を含む排水、廃棄物等の発生状況及び排出経路 ★H9/12/26 制定 (H10/4/1) 改正無し	【別表第七】五 薬品槽の液面、バルブ類については、作業の前後等に点検し、漏えいを発見した場合は、直ちに漏えい防止の措置を講ずるとともに漏えい箇所の補修を行うこと。 【別表第七】六 作業場等の床面、防液堤等については、定期的に点検し、亀裂等を発見した場合は、直ちに補修すること。	【別表第4】5 施設等については、薬液の漏洩の有無、薬品の使用量、排水処理及び排出水の状況その他必要と認められる項目を1日に1回以上点検し、その結果を記録しておくこと。
	⑨保管	—	—	【別表第4】6 特定有害物質を含む原料、廃液等の保管に当たっては、地下に浸透し、又は周辺に飛散し、若しくは流出しないよう対策を講じ、適切な管理を行うこと。
	⑩主たる工程に応じた対策	—	—	—
	⑪作業	—	—	—
記録の保存	(※条例第59条で規定)	—	【別表第4】5 施設等については、薬液の漏洩の有無、薬品の使用量、排水処理及び排出水の状況その他必要と認められる項目を1日に1回以上点検し、その結果を記録しておくこと。	
届出や許可に関して	—	第三十条 条例第八十一条第一項又は第八十二条第一項の規定による認可を受けようとする者は、別記第七号様式による工場設置(変更)認可申請書に、近隣の建物の用途、構造及び配置並びに道路の状況等を明らかにした図面を添えて提出しなければならない。	第十九条 条例第二十五条第二項(条例第二十七条第二項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一 特定施設の配置図(工場又は事業場の建物の配置及び特定施設の位置を明示すること。) 二 工場又は事業場付近の見取図 三 騒音等の発生に係る操業の系統を説明する書類	

【告示の例】

区分	化管法に関わる指針（環境庁・通商産業省告示第1号）	化審法に関わる指針①（厚生労働省／経済産業省／環境省／告示第4号）	化審法に関わる指針②（厚生労働省／経済産業省／環境省／告示第5号）	
告示の名称	<p>指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針</p> <p>平成12年3月30日 環境庁・通商産業省告示第1号</p>	<p>トリクロロエチレン若しくは化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第五条に定める製品でトリクロロエチレンが使用されているもの又はテトラクロロエチレン（クリーニング業者に係るものを除く。）若しくは同令第五条に定める加硫剤、接着剤（動植物系のものを除く。）、塗料（水系塗料を除く。）、洗浄剤（クリーニング業者に係るものを除く。）若しくは繊維製品用仕上加工剤でテトラクロロエチレンが使用されているものの環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針</p> <p>平成22年3月31日 厚生労働省／経済産業省／環境省／告示第4号</p>	<p>クリーニング業者に係るテトラクロロエチレン又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第五条に定める洗浄剤でテトラクロロエチレンが使用されているものの環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針</p> <p>平成22年3月31日 厚生労働省／経済産業省／環境省／告示第5号</p>	
構造基準等に関して	<p>（3）設備の改善等による排出の抑制</p> <p>指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を取り扱う施設及び設備について、下記事項に留意しつつ、取り扱う指定化学物質等の性状及び事業所における取扱い実態に即して漏えい、揮発、浸透等に対する措置を講じることにより、指定化学物質の大気、水及び土壌への排出の抑制に努めること。</p>	<p>1. トリクロロエチレン等を取り扱う施設・場所については、次の事項に留意した構造とすること。</p> <p>1. 1 施設・場所の構造について</p> <p>溶剤を取り扱う施設・場所の構造については、次の事項に留意すること。</p>	<p>1. 溶剤を取り扱う施設・場所について</p> <p>1. 1 施設・場所の構造について</p> <p>溶剤を取り扱う施設・場所の構造については、次の事項に留意すること。</p>	
	①床面	<p>ア 水及び土壌への浸透等の防止構造</p> <p><u>指定化学物質等の取扱いに係る施設の床面は、指定化学物質の水及び土壌への浸透を防止することができるよう、適切な不浸透性の材質とすること。また、必要に応じ指定化学物質の性状に応じた被覆処理を行う等の浸透防止措置を講ずること。</u></p>	<p>1. 1. 1 各施設・場所に共通する事項について</p> <p><u>（1）床面は、溶剤の地下浸透を適切に防止できるコンクリート、タイル等不浸透性材料とし、そのひび割れ等が心配される場合には、床面を耐溶剤性の合成樹脂で被覆する等浸透防止処理を行うこと。</u></p>	<p>1. 1. 1 各施設・場所に共通する事項について</p> <p><u>（1）床面は、溶剤の地下浸透を適切に防止できるコンクリート、タイル等不浸透性材料とし、そのひび割れ等が心配される場合には、床面を耐溶剤性の合成樹脂で被覆する等浸透防止処理を行うこと。</u></p>
	②防液堤・側溝、ためますなど	<p>さらに、取り扱う指定化学物質等の量及び態様に応じて、施設の周囲に防液堤、側溝を設置すること等により、指定化学物質の水及び土壌への流出を防止するための適切な措置を講ずること。</p>	<p><u>（2）必要な場合には、取り扱うトリクロロエチレン等の量及び作業に対応して、施設・場所の周囲に防液堤、側溝又はためますを設置する等トリクロロエチレン等の流出を防止する措置を講ずること。</u></p>	<p>1. 1. 1（2）必要な場合には、施設・場所の周囲に溶剤が広がらないように防液堤、側溝、ためます等を設置すること。</p> <p>1. 1. 3 作業場所の構造について</p> <p>必要な場合には、作業及び設備に対応して、1. 1. 1（2）の措置を講ずることのほか、装置の下に受皿（材質としてはステンレス鋼が適当である。）を設置すること。</p>
	③薬液貯槽、配管及び排水処理施設	<p>エ 指定化学物質等の取扱いに係る施設及び設備の維持及び管理</p> <p><u>指定化学物質等の取扱いに係る施設及び設備（配管等を含む。）は、地上に設置する等、その維持及び管理が容易に実施できる構造とすること。</u></p>	<p><u>（3）施設（配管等を含む。）は、地上に設置すること。やむを得ず、地下とする場合には、地下ピット（床面及び壁面は浸透防止ができるコンクリートが適当である。）内に置くこと。</u></p>	
	⑤主たる工程に応じた対策	<p>（4）主たる工程に応じた対策の実施</p> <p>指定化学物質等取扱事業者は、次に示す主たる工程ごとの対応事項に留意しつつ、事業所における取扱い工程を見直し、(1)から(3)までに掲げる対策その他の指定化学物質の排出の抑制に必要な対策の実施に努めること。</p>		<p>1. 1. 2 溶剤を貯蔵する施設・場所の構造について</p> <p><u>（1）貯蔵用のタンク等は、密閉でき、かつ、耐溶剤性の金属製又は合成樹脂製とし、地上に設置すること。</u></p>

区分	化管法に関わる指針（環境庁・通商産業省告示第1号）	化審法に関わる指針①（厚生労働省／経済産業省／環境省／告示第4号）	化審法に関わる指針②（厚生労働省／経済産業省／環境省／告示第5号）
⑤主たる工程に応じた対策	<p>ア 貯蔵（入出荷、移送、分配を含む。）工程 <u>指定化学物質を含む原燃料、製品等の貯蔵、移送又は分配を行う場合においては、貯蔵施設、移送設備等からの漏えい、飛散、揮発等による指定化学物質の環境への排出を抑制するため、貯蔵タンク等の施設及び設備の密閉化、物質の入出荷ロスの防止その他の必要な措置を講ずること。</u> 特に、揮発性が高い物質を取り扱う場合には、還流装置（ベーパーリターンライン）の設置、浮屋根式構造を有する貯蔵設備の設置その他の必要な措置を講ずること。</p>	<p>1. 2 貯蔵施設・場所に関する事項について ドラム缶等の容器で貯蔵する場合は、次のことに留意し、直射日光による温度上昇及び雨水による容器の腐食を防止すること。 （1）貯蔵場所は、屋内の冷暗所とすることが望ましいこと。 （2）貯蔵場所をやむを得ず屋外とする場合には、屋根を付ける、容器にカバーをかける等の措置を講ずること。</p>	<p>1. 1. 2 （2）貯蔵場所を屋外とする場合には、屋根を付けること。屋根を付けることが困難な場合には、容器にカバーをかける等の対策を講じて直射日光及び雨水を防止すること。 （3）貯蔵場所を屋内とする場合には、換気できる冷暗所で保管すること。</p>
	<p>（4）イ 製造（反応、混合、熱処理等）工程 反応、混合、熱処理等の工程において、指定化学物質又は指定化学物質を含む原材料及び製品を取り扱う場合には、反応槽、混合槽等の装置からの揮発又は漏えい、排水に含まれての排出、バルブやフランジ等からの漏えい等による指定化学物質の環境への排出を抑制するため、反応装置等の密閉構造化、排ガス処理装置又は排水処理装置の設置その他の必要な措置を講ずること。</p>	-	-
	<p>（4）ウ 機械加工工程 切削、研磨、粉碎、押し出し等の作業を行う場合においては、指定化学物質を含む原材料からの発じん、潤滑油、切削油剤等の漏えい、揮発等による指定化学物質の環境への排出を抑制するため、集じん装置等の設置、潤滑部の密閉化その他の必要な措置を講ずること。</p>	-	-
	<p>（4）エ 脱脂工程及び洗浄工程 製品の脱脂又は洗浄の作業を行う場合においては、指定化学物質を含む脱脂剤又は洗浄剤からの揮発等による大気への排出、水溶性溶剤を含む排水による水への排出を抑制するため、脱脂装置又は洗浄装置の密閉構造化、洗浄槽における適正な温度管理、十分な液切りの実施等の作業方法の改善その他の必要な措置を講ずること。</p>	-	-
	<p>（4）オ 塗装工程、印刷工程及び接着工程 塗装、印刷、接着等（以下「塗装等」という。）の作業を行う場合においては、指定化学物質を含む溶剤、顔料等からの揮発又は飛散による大気への排出、排水に含まれての水への排出等を抑制するため、塗装等に用いる設備等の密閉構造化、乾燥装置の適切な温度管理、排ガス処理装置又は排水処理装置の設置その他の必要な措置を講ずること。</p>	-	-
	<p>（4）カ メッキ工程 金属表面のメッキ処理等の作業を行う場合においては、メッキ液からの揮発又はメッキ液のミスト（霧状の微小な液滴）の飛散による指定化学物質の大気への排出、メッキ液を含む排水による水への排出等を抑制するため、洗浄集じん装置又は排水処理装置の設置、メッキ装置の材質の改善その他の必要な措置を講ずること。</p>	-	-
	<p>（4）キ 染色工程及び漂白工程</p>	-	-

区分	化管法に関わる指針（環境庁・通商産業省告示第1号）	化審法に関わる指針①（厚生労働省／経済産業省／環境省／告示第4号）	化審法に関わる指針②（厚生労働省／経済産業省／環境省／告示第5号）
⑤主たる工程に応じた対策	<p>製品の染色、漂白等の作業を行う場合においては、指定化学物質を含む染料、漂白剤又は溶剤からの揮発による大気への排出、排水に含まれての水への排出を抑制するため、染色装置、漂白装置等の密閉構造化、排ガス処理装置又は排水処理装置の設置その他の必要な措置を講ずること。</p>		
	<p>(4) ク 殺菌工程及び消毒工程 食器、器具等の殺菌、消毒等の作業を行う場合においては、揮発性の高い指定化学物質を含む消毒剤、防腐剤、殺菌剤等からの揮発による大気への排出、排水に含まれての水への排出を抑制するため、殺菌設備、消毒設備等の密閉構造化、排ガス処理装置又は排水処理装置の設置その他の必要な措置を講ずること。</p>	—	—
	<p>(4) ケ その他の溶剤使用工程 アからクまでに掲げる工程以外の工程において揮発性又は水溶性の高い指定化学物質を含む溶剤等を使用する作業を行う場合は、溶剤使用装置、乾燥装置等の設備の密閉構造化、乾燥装置等の適正な温度管理、排ガス処理装置又は排水処理装置の設置その他の必要な措置を講ずること。</p>	—	—
	<p>(4) コ その他の燃焼工程 アからクまでに掲げる工程以外の物の燃焼を伴う工程においては、非意図的に生成する指定化学物質の大気への排出を抑制するため、燃焼温度の管理、二次燃焼装置、排ガス冷却装置等の設置その他の必要な措置を講ずること。</p>	—	—
点検・管理に関して ⑦日常点検 ⑧定期点検	<p>(1) 設備点検等の実施 指定化学物質等取扱事業者は、<u>指定化学物質等を取り扱う場合には、作業要領に従って適正に作業を実施するとともに、指定化学物質等を取り扱う施設及び設備の損傷、腐食等による指定化学物質の漏えいの有無等について定期的に点検し、その結果異常が認められた場合には、速やかに補修その他の必要な措置を講ずること。</u></p>	<p>2. トリクロロエチレン等を取り扱う施設・場所については、次の事項に留意して点検管理すること。</p> <p>2. 1 点検管理要領の策定等について <u>点検管理要領を2. 2から2. 4までを踏まえて策定し、これに基づいて日常点検及び定期点検を行うこと。異常が認められた場合は、速やかに補修その他の措置を講ずること。</u></p> <p>2. 2 貯蔵施設・場所及び貯蔵容器の点検管理について <u>(1) 貯蔵施設・場所の点検管理は、次の点に留意して行うこと。</u></p> <p>① 漏出の有無 ② コンクリート床面のひび割れ ③ 防液堤の損傷 ④ 側溝、ためます、分離槽等の状態 ⑤ 荷積みの整理状況 ⑥ その他</p> <p>2. 2 (2) <u>貯蔵施設の点検管理は、次の点に留意して行うこと。</u></p> <p>① 底板の損傷、腐食、漏出の有無 ② 側板の損傷、腐食、漏出の有無 ③ 液面計の損傷、漏出の有無 ④ 下部弁の損傷、腐食、漏出の有無 ⑤ その他</p> <p>なお、地下に設置されている場合には、構造的に漏出</p>	<p>1. 2 施設・場所の点検管理について <u>溶剤を取り扱う施設・場所の点検管理に当たっては、次の事項に留意して点検管理要領を策定するとともに日常点検及び定期点検を行うこと。異常が認められた場合には、速やかに補修その他の措置を講ずること。</u></p> <p>1. 2. 1 溶剤を貯蔵する施設・場所の点検管理について <u>(1) 貯蔵場所については、床面のひび割れ、防液堤の損傷、側溝、ためます等への溶剤の漏出の有無に留意すること。</u></p> <p>1. 2. 1 (2) <u>タンク、ドラム缶等の容器については、容器の腐食、損傷、漏出の有無、栓のゆるみ等に留意すること。</u></p> <p>1. 2. 1 (3) <u>溶剤をタンクローリー等から受け入れる場合には、溶剤が飛散又は流出しないよう留意すること。</u></p> <p>1. 2. 1 (4) 溶剤が漏出した場合には、2. 4 に準じて適切に処理すること。</p>

区 分		化管法に関わる指針（環境庁・通商産業省告示第1号）	化審法に関わる指針①（厚生労働省／経済産業省／環境省／告示第4号）	化審法に関わる指針②（厚生労働省／経済産業省／環境省／告示第5号）
⑦日常点検 ⑧定期点検			<p>の有無を確認しにくい場合、本体、配管等からの漏出の有無に留意し、<u>厳重な点検管理を行うこと。</u></p> <p>2. 2 (3) <u>ドラム缶等の容器の点検管理は、次の点に留意して行うこと。</u></p> <p>① 容器の損傷、腐食、漏出の有無 ② 栓のゆるみ ③ 貯蔵数量 ④ その他</p> <p>2. 3 作業施設の点検管理について (1) <u>施設の本体、配管等の継目、弁等からの漏出の有無を点検管理すること。</u></p> <p>2. 3 (2) <u>水分離器がある場合には、管の詰まり及び水抜きの状態を点検管理すること。</u></p> <p>2. 4 作業場所の点検管理について (1) <u>床面、受皿、地下ピットへのトリクロロエチレン等の漏出の有無を点検管理すること。</u></p> <p>2. 4 (2) <u>ためます、分離槽等へのトリクロロエチレン等の漏出の有無を点検管理すること。</u></p> <p>2. 4 (3) <u>床面、地下ピットのひび割れを点検管理すること。</u></p>	<p>1. 2. 2 作業場所の点検管理について <u>作業場所の点検管理は、床面のひび割れ、受皿、側溝、ためます等への溶剤の漏出（テトラクロロエチレンは水より比重が大きい場合、水がたまっている場合、床面に沈み発見しにくいので注意すること。）に留意すること。</u></p>
⑩作業	<p>(重複記載) (1) 設備点検等の実施 指定化学物質等取扱事業者は、<u>指定化学物質等を取り扱う場合には、作業要領に従って適正に作業を実施する</u></p>		—	<p>(重複記載) 1. 2. 1 (3) <u>溶剤をタンクローリー等から受け入れる場合には、溶剤が飛散又は流出しないよう留意すること。</u></p>

各種施行規則、告示などの記載内容まとめ（「施設の構造」に関する事項）

区分	記載内容の例	主な規定事項	神奈川県 (施行規則)	東京都 (施行規則)	栃木県 (施行規則)	化管法に関する指針 平成 12 年 3 月 30 日 環境庁・通商産業省 告示第 1 号	化審法に関する指針① 平成 22 年 3 月 31 日 厚生労働省／経済産業省 ／環境省／告示第 4 号	化審法に関する指針② 平成 22 年 3 月 31 日 厚生労働省／経済産業省 ／環境省／告示第 5 号
① 床面	床面は、特定有害物質の地下浸透を適切に防止できる コンクリート、タイル等の不透水性材質 とし、その 表面は耐性のある材質で被覆 がなされていること。 【神奈川県施行規則第 35 条(1)】	記載箇所	第 35 条(1)	別表第七(一)	別表第 4(1)	第一 3(3)ア	1.1(1)	1.1.1(1)
		材質	コンクリート、タイル等の不透水性材質	コンクリート作り等	コンクリート構造等	適切な不透水性の材質	コンクリート、タイル等の不透水性材料	コンクリート、タイル等の不透水性材料
		被覆	耐性のある材質	耐性のある材質	不透水性及び耐薬品性を有する材質	必要に応じ指定化学物質の性状に応じた被覆処理を行う等	ひび割れ等が心配される場合には、床面を耐溶剤性の合成樹脂で被覆する等浸透防止処理を行う	ひび割れ等が心配される場合には、床面を耐溶剤性の合成樹脂で被覆する等浸透防止処理を行う
		その他	—	—	十分な強度を有するもの	—	—	—
② 防液堤防・側溝・ためます等	取り扱う特定有害物質の量及び作業に応じ必要な場合には、特定有害物質を取り扱う施設の 周囲に防液堤、側溝又はためます を設置する等特定有害物質の流出を防止する措置がとられていること。 【神奈川県施行規則第 35 条(2)】	記載箇所	第 35 条(2)	別表第七(二)	別表第 4(2)	第一 3(3)ア	1.1(2)	1.1.1(2)、1.1.3
		設備	防液堤、側溝又はためます	防液堤防、流出防止溝又はためます	防液堤、受槽等	防液堤、側溝を設置すること等	防液堤、側溝、ためます等	防液堤、側溝、ためます等
		その他	必要な場合には	—	薬液槽等の容量を十分に確保することができるもの	指定化学物質等の量及び態様に応じて	必要な場合には、トリクロロエチレン等の量及び作業に対応して	・必要な場合には ・さらに必要な場合には、装置の下に受け皿(ステンレス鋼が適当)を設置
③ 薬液貯槽、配管及び排水処理施設	特定有害物質使用施設並びに特定有害物質使用施設に係る薬液貯槽、配管及び排水処理施設は、 床面から離して設置する等容易に点検することができる構造 とすること。ただし、これにより難しい場合にあっては、 漏洩等の有無について確認することができる措置を講ずること 。 【栃木県施行規則別表 4(3)】	記載箇所	なし	別表第七(三)(四)	別表第 4(3)	第一 3(3)エ	1.1(3)、1.2	なし
		構造	—	床面から離して設置する等、漏えいを確認できる構造	床面から離して設置する等容易に点検することができる構造	地上に設置する等、その維持及び管理が容易に実施できる構造	施設(配管等を含む。)は、地上に設置すること。やむを得ず、地下とする場合には、地下ピット(床面及び壁面は浸透防止ができるコンクリートが適当である。)内に置くこと。	—
		その他	—	—	これにより難しい場合にあっては、漏洩等の有無について確認できる措置を講ずる	—	ドラム缶等の容器で貯蔵する場合は、雨水による容器の腐食を防止すること	—
④ 配管の材質など	特定有害物質使用施設に係る配管は、 耐薬品性の材質 とし、 汚水の系統ごとに区分し、かつ識別することができるもの とすること。 【栃木県施行規則別表 4(4)】	記載箇所	なし	なし	別表第 4(4)	なし	なし	なし
		材質	—	—	耐薬品性	—	—	—
		その他	—	—	汚水の系統ごとに区分し、かつ識別することができるもの	—	—	—
⑤ 主たる工程に応じた対策	ア 貯蔵(入出荷、移送、分配を含む。)工程 指定化学物質を含む原燃料、製品等の貯蔵、移送又は分配を行う場合においては、貯蔵施設、移送設備等からの漏えい、飛散、揮発等による指定化学物質の環境への排出を抑制するため、 貯蔵タンク等の施設及び設備の密閉化、物質の入出荷ロスの防止その他の必要な措置を講ずること 。 【化管法に関する指針第一 3(4)ア～コ】	記載箇所	なし	なし	なし	第一 3(4)ア～コ	なし	なし
		対策	—	—	—	※各種施設、設備及び装置の密閉化、物質の入出荷ロスの防止、排水処理施設の設置など	—	—
⑥ 特定の物質に対する対策	有機塩素系溶剤を製造し、使用し、処理し、又は保管する 作業に係る施設 である場合にあって、床面の材質にひび割れ等が心配される場合にあっては有機塩素系溶剤に耐浸透性をもつフラン樹脂、ふっ素樹脂、エポキシアクリレート樹脂その他の合成樹脂で必要な床面の被覆がなされていること又は当該作業に係る施設の下にステンレス鋼の受け皿を設置することその他の特定有害物質を含む水又はその他の液体の浸透を防止するために必要な措置がとられていること。 【神奈川県施行規則第 35 条(3)】	記載箇所 床面材質	第 35 条(3)	なし	なし	なし	なし	なし
			※有機塩素系溶剤を取り扱う施設の床面の材質について記載(詳細は「記載内容の例」参照)	—	—	—	—	—

各種施行規則、告示などの記載内容まとめ（「施設の点検・管理」に関する事項）

区分	記載内容の例	主な規定事項	神奈川県 (施行規則)	東京都 (施行規則)	栃木県 (施行規則)	化管法に関する指針 平成12年3月30日 環境庁・通商産業省 告示第1号	化審法に関する指針① 平成22年3月31日 厚生労働省／経済産業 省／環境省／告示第4号	化審法に関する指針② 平成22年3月31日 厚生労働省／経済産業 省／環境省／告示第5号	
⑦ 日常点検	2.1 点検管理要領の策定等について 点検管理要領を2.2から2.4までを踏まえて策定し、これに基づいて日常点検及び定期点検を行うこと。異常が認められた場合は、速やかに補修その他の措置を講ずること。 2.2 貯蔵施設・場所及び貯蔵容器の点検管理について (1) 貯蔵施設・場所の点検管理は、次の点に留意して行うこと。 ①漏出の有無、②コンクリート床面のひび割れ、③防液堤の損傷、④側溝、ためます、分離槽等の状態、⑤荷積みの整理状況、⑥その他 (2) 貯蔵施設の点検管理は、次の点に留意して行うこと。 ①底板の損傷、腐食、漏出の有無、②側板の損傷、腐食、漏出の有無、③液面計の損傷、漏出の有無、④下部弁の損傷、腐食、漏出の有無、⑤その他 なお、地下に設置されている場合には、構造的に漏出の有無を確認しにくいため、本体、配管等からの漏出の有無に留意し、厳重な点検管理を行うこと。 (3) ドラム缶等の容器の点検管理は、次の点に留意して行うこと。 ①容器の損傷、腐食、漏出の有無、②栓のゆるみ、③貯蔵数量、④その他 2.3 作業施設の点検管理について (1) 施設の本体、配管等の継目、弁等からの漏出の有無を点検管理すること。 (2) 水分離器がある場合には、管の詰まり及び水抜きの状態を点検管理すること。 2.4 作業場所の点検管理について (1) 床面、受皿、地下ピットへのトリクロロエチレン等の漏出の有無を点検管理すること。 (2) ためます、分離槽等へのトリクロロエチレン等の漏出の有無を点検管理すること。 (3) 床面、地下ピットのひび割れを点検管理すること。 【化審法に関する指針①2.1～2.4】	記載箇所	なし	別表第七(五)	別表第4(5)	なし	2.1～2.4	1.2	
		点検項目		薬品槽の液面、バルブ類	薬液の漏洩の有無、薬品の使用量、排水処理及び排水の状況その他必要と認められる項目		—	※施設・場所ごとに留意点を記載（詳細は「記載内容の例」参照）	※施設・場所ごとに留意点を記載（内容は「化審法に関する指針①」同様）
		点検頻度		作業の前後等	1日1回以上		—	—	—
		記録		—	結果を記録しておく		—	—	—
その他			漏えいを発見した場合は、直ちに漏えい防止の措置を講ずるとともに漏えい箇所の補修を行う	—		—	・異常が認められた場合は、速やかに補修その他の措置を講ずる ・点検管理要領を策定し、これに基づいて日常点検及び定期点検を行う ・地下に設置されている場合には、構造的に漏出の有無を確認しにくいため、本体、配管等からの漏出の有無に留意し、厳重な点検管理を行うこと	・異常が認められた場合は、速やかに補修その他の措置を講ずる ・点検管理要領を策定し、これに基づいて日常点検及び定期点検を行う ・テトラクロロエチレンは水より比重が大きいため、水がたまっている場合、床面に沈み発見しにくいため注意すること	
⑧ 定期点検	条例第59条第1項の規定による調査は、次項に規定する事項に係る資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査を毎年1回以上行うとともに、当該事項に変更がある場合においては、その都度その状況の調査を行うものとする。 2 条例第59条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (4) 特定有害物質を含む原材料及び使用薬品等の種類、使用量、保管場所、保管方法、保管量、使用期間及び使用状況 (5) 施設の破損、事故等による特定有害物質の漏出の有無、時期、場所及び漏出量 (6) 特定有害物質を含む排水、廃棄物等の発生状況及び排出経路 【神奈川県施行規則第49条第1・2項】	記載箇所	第49条第1・2項	別表第七(六)	なし	第一3(1)	2.1～2.4	1.2	
		点検項目		※有害物質の使用状況なども規定。詳細は「記載内容の例」参照	床面、防液堤等		施設及び設備の損傷、腐食等による指定化学物質の漏えいの有無等	※上記「日常点検」同様	※上記「日常点検」同様
		点検頻度		毎年1回以上	定期的		定期的	—	—
その他			亀裂等を発見した場合は、直ちに補修する			異常が認められた場合には、速やかに補修その他の必要な措置を講ずる	※上記「日常点検」同様	※上記「日常点検」同様	
⑨ 保管	特定有害物質を含む原料、廃液等の保管に当たっては、地下に浸透し、又は周辺に飛散し、若しくは流出しないよう対策を講じ、適切な管理を行うこと。 【栃木県施行規則別表4(6)】	記載箇所	なし	なし	別表第4(6)	なし	なし	なし	
		対象		—	—	原料、廃液等	—	—	—
		内容		—	—	地下に浸透し、又は周辺に飛散し、若しくは流出しないよう対策を講じ、適切な管理を行う	—	—	—
⑩ 主に 対応 した 工程	エ 脱脂工程及び洗浄工程 製品の脱脂又は洗浄の作業を行う場合においては、指定化学物質を含む脱脂剤又は洗浄剤からの揮発等による大気への排出、水溶性溶剤を含む排水による水への排出を抑制するため、脱脂装置又は洗浄装置の密閉構造化、洗浄槽における適正な温度管理、十分な液切りの実施等の作業方法の改善その他の必要な措置を講ずること。 【化管法に関する指針第一3(4)エ】	記載箇所	なし	なし	なし	第一3(4)エ	なし	なし	
		対策		—	—	—	十分な液切りの実施等の作業方法の改善	—	—
⑪ 作業	(1) 設備点検等の実施 指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を取り扱う場合には、作業要領に従って適正に作業を実施するとともに、指定化学物質等を取り扱う施設及び設備の損傷、腐食等による指定化学物質の漏えいの有無等について定期的に点検し、その結果異常が認められた場合には、速やかに補修その他の必要な措置を講ずること。 【化管法に関する指針第一3(1)】	記載箇所	なし	なし	なし	第一3(1)	なし	1.2.1(3)	
		留意点等		—	—	—	作業要領に従って適正に作業を実施する	—	溶剤をタンクローリー等から受け入れる場合には、溶剤が飛散又は流出しないよう留意する